

応募の先着順による市有財産の売却要項

1 所在地、数量、売却価格

所在地	登記地目	登記地積㎡	売却価格（円）
奥州市水沢佐倉河字川原田100番3	宅地	627.31	15,900,000

※物件の詳細については、【別添1】物件調書を確認してください。

2 購入申込者の資格

次のいずれかに該当する者は、購入申込みをすることができません。

- (1) 当該売買に係る契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第7条第1項に規定する暴力団関係者その他反社会的団体及びこれらの構成員並びにこれらの者から委託を受けた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員

3 購入申込み

(1) 申込方法

申込みに必要な書類を受付場所へ持参のうえ、提出してください。

(2) 受付場所

奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市役所本庁3階 財務部財産運用課販売推進係

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除きます。）

(4) 申込みに必要な書類

ア 個人の場合

- (ア) 市有財産購入申込書（様式1号）
- (イ) 委任状（様式2号） 代理人により購入申込みを行う場合
- (ウ) 住民票抄本 交付後3箇月以内のものに限ります。
- (エ) 印鑑登録証明書 交付後3箇月以内のものに限ります。
- (オ) 誓約書（様式3号）

イ 法人の場合

- (ア) 市有財産購入申込書（様式1号）
- (イ) 委任状（様式2号） 代理人により購入申込みを行う場合
- (ウ) 現在事項証明書 交付後3箇月以内のものに限ります。
- (エ) 印鑑証明書 交付後3箇月以内のものに限ります。
- (オ) 誓約書（様式3号）

4 売却の決定

申込みを受け付けた後、提出された書類の審査、購入申込者への聴き取りによる調査等を行い、売却することを決定したときは市有財産売却決定通知書（様式4号）により購入申込者へ通知し

ます。

5 売買契約の締結等

売却の決定後に売買契約を締結します。契約書の様式は、【別添2】のとおりです。

売買契約を締結した方は、所有権の移転登記が完了するまで、売却物件に係る一切の権利及び義務を他者に譲渡することはできません。

6 契約保証金

- (1) 売買契約の締結までに、売却価格の100分の5以上に相当する金額を、契約保証金として市が発行する納付書により納付してください。
- (2) 契約保証金に利子は付しません。
- (3) 契約保証金は、下記9により契約が解除された場合は市に帰属するものとします。

7 売買代金の納付

- (1) 売買契約を締結した日から60日以内に、契約保証金相当額を除く売買代金の全額を納付してください。
- (2) 売買代金の納付完了後、契約保証金を売買代金に充当します。

8 特約事項

引渡しから10年間は物件を以下の用途に使用することはできません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途。

9 売買契約の解除

市は、購入申込者がこの要項の規定に違反したとき又は契約内容を履行しないときは、売買契約を解除することができます。

10 所有権の移転等

- (1) 売却物件の所有権は、契約者が売買代金の全額を納付したときに移転するものとします。また、売却物件は、所有権の移転と同時に現状のまま引き渡したものとします。
- (2) 所有権移転の登記は、売買代金の納付完了後に市が行います。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、契約者の負担とします。

11 その他

売却物件に要する地盤補強工事等は、売却物件の契約不適合に該当するものではなく、当該工事等の費用は契約者の負担となります。

市有財産購入申込書

年 月 日

奥州市長 宛

申込者 住所

氏名

印

(法人の場合は、商号又は名称及び代表者氏名)

電話番号

市有財産の売却要項の内容を承知のうえ、下記物件の購入を申し込みます。

1 申込物件

所在地	登記地目	登記地積
奥州市水沢佐倉河字川原田100番3	宅地	627.31㎡

2 申込物件の利用目的

3 添付書類

- (1) 住民票抄本（交付後 3 箇月以内のもの） ※個人の場合
- (2) 現在事項証明書（交付後 3 箇月以内のもの） ※法人の場合
- (3) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（交付後 3 箇月以内のもの）
- (4) 誓約書（様式 3 号）
- (5) 委任状（様式 2 号） ※代理人より購入申込みを行う場合

委 任 状

年 月 日

奥州市長 宛

申込者 住所

氏名

印

(法人の場合は、商号又は名称及び代表者氏名)

私は、下記の者を代理人と定め、下記の申込物件の購入申込みを委任します。

1 申込物件

所在地	登記地目	登記地積 (㎡)
奥州市水沢佐倉河字川原田100番3	宅地	627.31

2 代理人

住 所	
フリガナ	
氏 名	
電話番号	

様式 3 号

誓 約 書

私は、下記物件の購入申込みに当たり、売却要項の 2 に記載する事項に該当しないことを誓約します。

申込物件

所在地	登記地目	登記地積
奥州市水沢佐倉河字川原田100番 3	宅地	627.31㎡

年 月 日

奥州市長 宛

申込者 住所

氏名

印

(法人の場合は、商号又は名称及び代表者氏名)

様式4号

第 号
年 月 日

様

奥州市長

印

市有財産売却決定通知書

年 月 日で申込みのあった下記物件の購入について、売却することと決定したので通知します。

記

申込物件

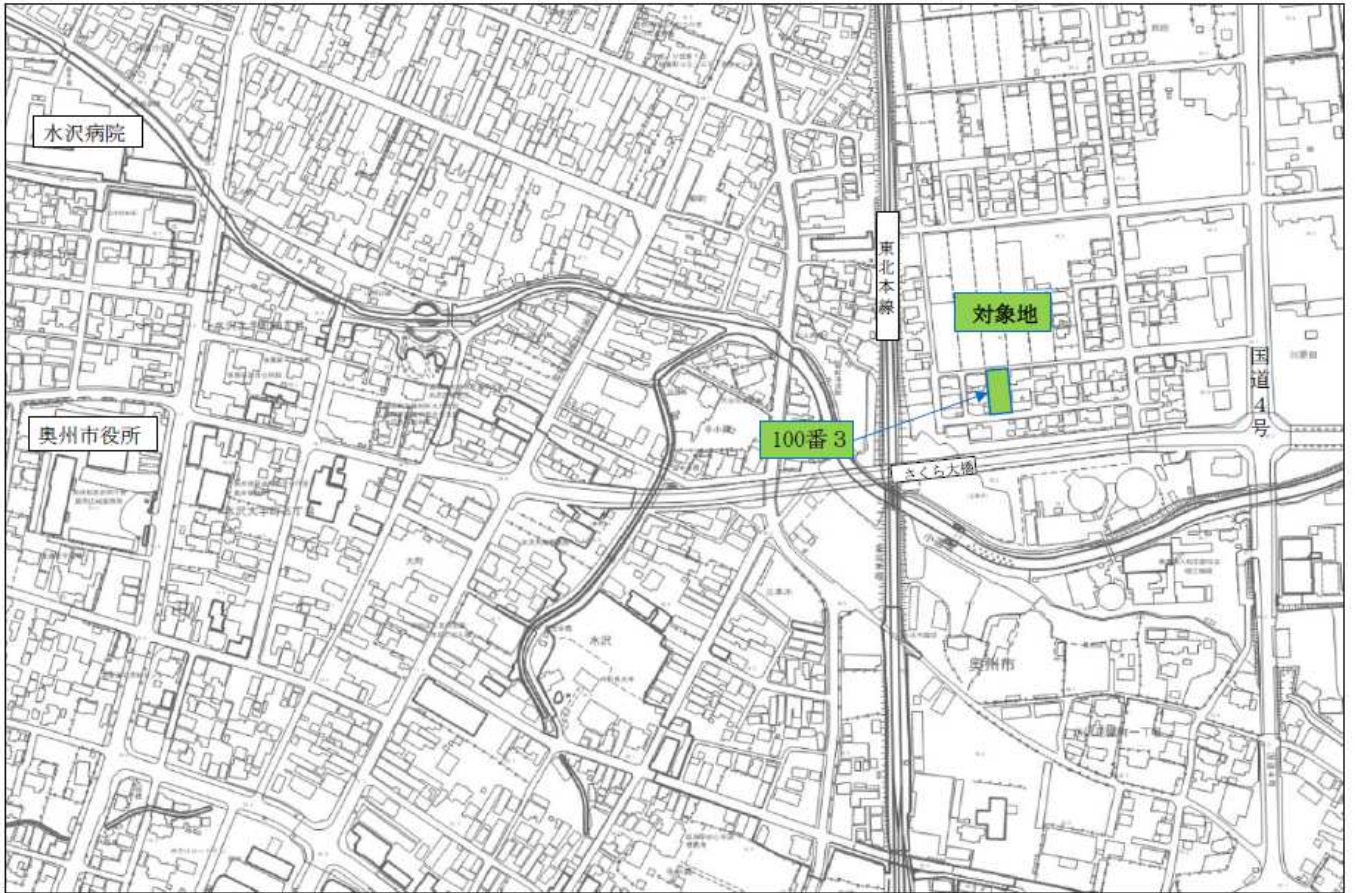
所在地	登記地目	登記地積 (㎡)
奥州市水沢佐倉河字川原田100番3	宅地	627.31㎡

【別添 1】

物件調書

		売却価格		15,900,000円	
所在地	岩手県奥州市水沢佐倉河字川原田100番 3				
登記面積	627.31㎡		登記地目	宅地	
道路幅員及び 接面状況等	北側は市道川原田線（幅員約6.5メートル（アスファルト舗装部：約6.0m））に接する。 ※ 新たに進入路を設置もしくは拡幅する場合は、奥州市都市整備部維持管理課【管理係 0197-34-2494（直通）】に協議が必要となります。 南側は市道川原田 2 号線（幅員約6.0メートル）に接する。				
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域			
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	指定 60% (ただし、建築基準法第53条3項の2による角地による緩和 +10%)	容積率	200%	
	その他制限	奥州市景観計画における市街地地区			
供給施設の 状況		事業所名・連絡先			
	電 気	東北電力ネットワーク(株)水沢営業所 0120-175-266			
	上水道	南側から径 20ミリメートルの水道管を引き込み済。止水栓あり。 ただし、給水本管は分岐数が上限を超えていることから、これ以上分岐を増やすことは不可能の可能性が高い。なお、北側には配水管があるが、当該敷地への引き込みはなし。水道管の引き込みをする際には、別途費用負担を伴う工事が必要です。 【奥州市上下水道部水道課 配水維持係 0197-34-2529（直通）】			
	公共下水道	公共下水道区域 公共桝は、1 個市（下水道課）で設置します。 受益者負担金は、@380 円／㎡の支払いが必要です。 【奥州市上下水道部下水道課 排水係 0197-34-1651（直通）】			
	ガ ス	L P ガス			
最寄駅及び交通機関	J R 東北本線 水沢駅まで 約1,270m				
近隣の状況	教育施設：常盤小学校まで約1,470m、東水沢中学校まで約2,370m 官公庁：奥州市役所まで約1,280m				
埋蔵文化財の 状況	周知の遺跡に該当しません。工事中に土器等が発見された場合は、工事を中断し奥州市教育委員会事務局歴史遺産課へ連絡してください。 【奥州市教育委員会歴史遺産課 調査活用係 0197-34-1316（直通）】				
その他の事項	・ 本物件は、現状のまま引き渡します。 （※ 本物件敷地内に位置する工作物等の移設、撤去等について市は対応しません。 また、同敷地内の整地についても同様とします。） ・ 地耐力調査及び土壌調査は行っていません。 ・ 本物件に要する地盤補強工事等は、本物件の契約不適合に該当するものではなく、当該工事等の費用は契約者の負担となります。				

位置図



現 地 写 真



(敷地の南側市道から撮影)

【別添 2】

市 有 財 産 売 買 契 約 書

売出人 奥州市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、市有財産の売買について、次のとおり契約を締結する。

（売買物件）

第 1 条 甲は、その所有に係る末尾に表示する市有財産（以下「契約物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金）

第 2 条 契約物件の売買代金は、金15,900,000円とする。

（契約保証金）

第 3 条 この契約に際し、乙が契約保証金として甲に支払った金〇〇〇〇円は次条に定める額の代金を乙が甲に支払ったときに、売買代金に充当する。

2 前項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 契約保証金には、利息は付さない。

（売買代金の支払）

第 4 条 乙は、第 2 条に定める売買代金のうち前条第 1 項に定める契約保証金を除いた金〇〇〇〇円を令和〇年〇月〇日までに、甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が前項に規定する額の代金を同項に規定する期限までに納付しなかったときは当該期限の日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第 8 条の規定に基づき財務大臣が決定する率と同率の割合で計算した額の延滞金の支払を乙に請求することができる。

（所有権の移転及び引渡し）

第 5 条 契約物件の所有権は、乙が第 2 条の売買代金を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。また、契約物件は、所有権の移転と同時に、現状のまま引渡されたものとする。

（登記）

第 6 条 甲は、前条の規定により契約物件の所有権が乙へ移転し、乙が登記に必要な書類を甲に提出した後速やかに、管轄登記所に対し契約物件の所有権移転の登記を嘱託するものとする。

（危険負担）

第 7 条 甲乙双方の責めに帰することのできない事由によって契約物件の引渡しができなくなったときは、乙は、第 2 条に定める売買代金の支払いを拒むことができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によって契約物件の引渡しができなくなったときは、この限りでない。

（契約不適合責任）

第 8 条 乙は、引渡しを受けた契約物件に種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その補修を甲に請求することができる。

2 前項に規定する場合において、乙が相当の期間を定めて補修の請求の催告をし、その期間内に補修がなされないときは、乙は、甲に対しその不適合の程度に応じて代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）をすることができる。

3 前 2 項に規定する請求が履行されないときは、乙は、債務の履行に代わる損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

4 前 3 項に規定する修補の請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下「担保責任の履行の請求」という。）は、契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

5 担保責任の履行の請求は、契約物件の引渡し日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が甲の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 3 年とする。

6 乙は、引渡しを受けた契約物件に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、その旨を速やかに甲に通知しなければ、担保責任の履行の請求をすることができない。ただし、甲がその契約不適合を知っていた、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りでない。

7 契約物件に要する地盤補強工事等は、契約不適合に該当するものではなく、当該工事等の費用は乙が負担するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、契約物件の引渡しの日から10年間、契約物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならない。

(第三者への所有権移転)

第10条 前条について、乙が契約物件の所有権を第三者に移転する場合、乙は、本契約に規定する乙が負うべき義務を当該第三者に引き継がなければならない。また、乙は、当該第三者が本契約に規定する乙の義務を引き継いでいる旨を記載した書面を甲に提出させなければならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、この契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由がなくてその調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第4条第1項に定める代金を納付しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 乙が第4条第1項に定める代金を納付しないときは、契約保証金は甲に帰属し、返還しない。

(2) 乙が第2条に定める売買代金を完納しているときは、甲は、既納の売買代金から契約保証金相当額を差し引いたうえで残額に利息を付さないで乙に返還するものとする。

(3) 乙が負担した契約の費用は返還しないものとする。

(4) 乙が契約物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないものとする。

(5) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。

(原状回復の義務)

第13条 乙は、甲が前条に規定する解除権を行使したときは、甲が指定する期日までに契約物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が契約物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙が第12条第1項第1号又は第2号に該当することにより損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(相殺)

第15条 甲は、第12条第2項第2号の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課)

第16条 契約物件に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用等)

第17条 この契約の締結に要する費用及び第6条の所有権移転登記手続きに要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関する一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

○年○月○日

甲 奥州市
代表者 奥州市長 印

乙 (住所)
(氏名) 印

契約物件の表示

所在地	登記地目	登記地積
奥州市水沢佐倉河字川原田100番3	宅地	627.31m ²